

(可決)

青森県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三十日」を「三月」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 議員は、前二項の規定により提出した収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を訂正しようとするときは、収支報告書等訂正届を議長に提出しなければならない。

第九条中「収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）」を「収支報告書等」に改める。

第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日からすることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務活動費の交付に関する条例第八条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に訂正される政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに領収書の写し等について適用する。



提案理由

収支報告書等の閲覧開始前に開示請求がなされた場合の不開示の取扱いについて明確にし、及び議員が収支報告書等を訂正しようとする時の手続を定めるため提案するものである。

(第312回定例会・発議第1号・田中順造外45名提出)

(可決)

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による高額献金要求等の
被害防止及び被害者救済措置の迅速な実施を求める意見書

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）をめぐっては、これまで深刻な被害を発生させてきた活動が明るみになってきており、社会問題となっている。

宗教法人がその信者に対し、靈感を持ち出して不安をあおったり、合理的な判断ができないような状態を利用したりして、高額の献金を要求することは、信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招くばかりではなく、家族の生活が破壊されるなど、深刻な事態に陥らせるものであり、到底許すことはできない。

国においては、悪質商法などの不法行為等の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、フリーダイヤルによる「合同電話相談窓口」の設置を行い、「旧統一教会」問題について悩みを抱えている全国各地から幅広く相談を受け付け、即時連携できる態勢を取っているところである。

また、岸田総理は今国会中に「新法案」の提出並びに、「消費者契約法」、「国民生活センター法」の改正を行う方針であることを表明している。

しかしながら、違法行為を重ねてきた反社会的団体と政治との密接な関係性について、各々が説明責任を果たしていくことはもちろんであるが、何より喫緊の課題として、被害の重要性を踏まえ、その被害を防ぎ、被害者を迅速に救済することが強く求められている。

よって、国会及び政府におかれては、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）の宗教法人が行う高額献金要求等による被害を防止し、その被害者を救済するため、実態把握を進めるとともに、法整備等を含む必要な措置について検討し、迅速に実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

青 森 県 議 会

(第312回定例会・発議第2号・田中順造外45名提出)